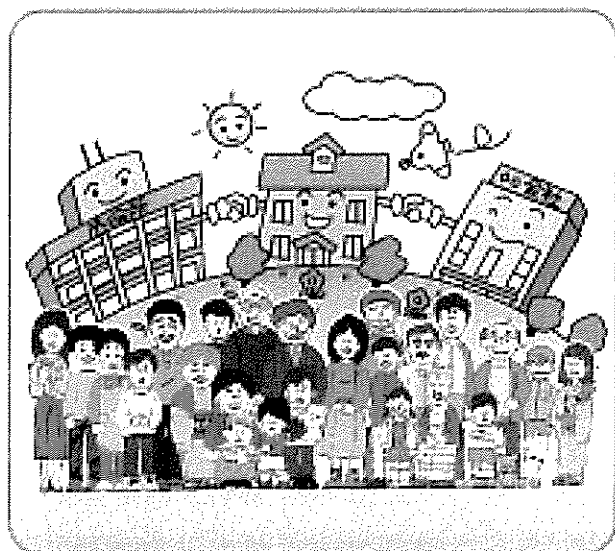


平成28年度

## 第1回安平町町民自治推進委員会

# 議 案



日 時 平成29年2月17日(金) 午後6時30分～

場 所 安平町役場 早来庁舎2階 会議室

## 1 開 会

2 委員長挨拶 安平町町民自治推進委員会 委員長 竹内 亨

## 3 議 事

(1) 町民参画の実施状況等について (P2～P4)

対象期間：平成28年4月1日～平成29年1月31日

(2) これまでの経過と前回会議における委員からのご意見について (P5～P10)

(3) 提言書(案)について (P11～P14)

## 4 その他

(1) 次期の委員任期について

## 5 閉 会

■ 町民参画手続の実施状況（平成28年度実績）

対象期間：平成28年4月1日～平成29年1月31日

(1)パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町地域防災計画(案) 【総務課】	災害対策基本法の改正に伴う安平町地域防災計画の見直し	平成28年9月9日 ～平成28年10月11日	HP 広報誌 庁舎閲覧	町内	0件	12月議会行政報告、 広報笑顔1月号、HP	
2	安平町水道ビジョン及び水道料金等改正(案) 【水道課】	今後の水道事業の将来像・目標や目標達成のための施策、水道事業の財政計画を示す	平成28年10月5日 ～平成28年11月10日	HP 庁舎閲覧	町内	0件	HP、担当課閲覧、 広報笑顔1月号	
3	苫小牧圏都市計画地区計画(案)及び関係条例の改正(案) 【施設課】	富岡地区地区計画の決定 安平町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正	平成29年1月6日 ～平成29年1月19日	縦覧(HPにも 縦覧実施 要領を掲載)	町内	0件	告示(縦覧)、HP (今後、広報笑顔に掲載予定)	地区計画は2月1日決定 条例改正は3月議会
4	安平町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)【農林課】	北海道が定める農業経営基盤強化促進基本方針の見直しに伴う安平町経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直し	平成29年1月5日 ～平成29年1月31日	HP 広報誌 庁舎閲覧	町内	4件	HP、担当課閲覧 (今後、広報笑顔に掲載予定)	2月に農業構造対策協議 会で意見聴取予定

(2)アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町地域公共交通網形成計画の策定に係る集客施設等アンケート【企画財政課】	公共交通の利用状況や関わりを聞き取る とともに、普段は公共交通を利用していない 方々に、その現状について知ってもらう 機会とした	平成28年11月18日～11 月30日(8か所)	ショッピングセンターほか り、病院内、安平郵便局、 渡邊医院、フーズショップき た、遠浅郵便局の来客者、ぬ くもりセンター及びせいこー ムの足腰しやんしやん教室参 加者		213件	HPに掲載、「公共交通 便り第2号」を全戸配布	

(3)モニター制度

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	参加状況	意見件数	結果の公表状況	摘要
	該当なし							

(4)町民説明会

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	安平町水道ビジョン及び水道料金等改正に係る住民説明会 【水道課】	安平町水道事業創設に伴う水道料金の地区間料金の統一及び水道ビジョンについて	平成28年8月11日～3日 安平公民館・遠浅公民館・道分公民館・町民センター・農村文化センター・富岡会館 各会場：1日2回開催	町報あひら 広報誌「笑顔」	町内	1名	HP、担当課閲覧 (広報誌28.10では結 果概要を公表)	

(5)ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	第2次安平町総合計画に向けたワークショップ「町民まちづくり会議」～みんなが考える安平町の将来像～ 【企画財政課】	課題や問題点、まちづくり全体、分野別の具体的な施策の提案など、町民と行政の対話を通じ、総合計画を町民参画により策定する。	6月8日(水)、6月28日(火)、 7月26日(火)、8月30日(火)、 9月27日(火)	団体などに所 属する36名に 直接依頼	町民およ び町関係 者	5回計 194名	結果の公表状況 会議終了ごとに町広報、 ホームページ等で結果を公 表。なお、初の試みとしてあ ひらチャンネルで会議を編 集録画で放映。	

2	第2次安平町総合計画の策定に伴う町内団体との意見交換会【企画財政課】	第2次安平町総合計画の策定における町民参画の一環として、合併10年の検証及び将来に向けた課題等に関する各種町内団体の意見を聴取し、将来構想、基本計画へ反映させるもの。	5月10日(火)～6月6日(月)	直接案内送付	町内各種団体	37団体 58名	結果報告をHPで掲載(広報紙28.10では結果概要を公表)	
3	安平町地域公共交通網形成計画の策定に係る住民意見交換会【企画財政課】	公共交通の利用状況や関わり、統計データには現れにくい事項を把握するとともに、高齢者に地域公共交通の現状について知ってもらい考えていただく機会とした。	11月16日 安平・早来 11月29日 追分・遠浅 計4回開催	例会に訪問(趣旨説明と参加案内)	町内老人クラブ8団体	4回計 45名	HPに掲載、「公共交通便り第2号」を全戸配布	

(6) 審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	安平町未来創生委員会【企画財政課】	第2次安平町総合計画策定に係る各種審議	第1回(通算6回)4/8 第2回(通算7回)5/25 第3回(通算8回)8/9 安平町行政改革推進委員会 平成28年6月22日	安平町まちづくり基本条例第23条に規定する総合計画の策定に関する調査審議・答申	随時ホームページにて会議録を公開(広報紙28.10では結果概要を公表)
2	安平町水道ビジョン及び水道料金等改正(案)【水道課】	安平町上水道事業創設に伴う水道料金の地区間料金格差の是正、水道ビジョンの策定		3号(権利・義務)に該当 行政改革委員会において審議し、改正案を12月議会に上程	HP、担当課閲覧、広報笑顔1月号
3	おいわけ子ども園民営化協定内容等【教育委員会】	①おいわけ子ども園民営化協定内容 ②追分地区認定子ども園運営協議会の設置について ③児童館・放課後児童クラブの民営化について	安平町子ども・子育て会議 平成28年9月1日	①承認され、9月議会で財産処分協議等提案することになった。 ②質疑・意見等は特になく、指定に向けて進めていくこととなった。 ③両地区認定子ども園の園長(予定者含む)からの意見聴取等を行い、民営化に向けてすすめていくこととなった。	①9月議会で関連議案を上程。議決された。(広報紙28.10では結果概要を公表)
4	苫小牧圏都市計画地区計画(案)及び関係条例の改正(案)【施設課】	富岡地区地区計画の決定 安平町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正	安平町都市計画審議会 平成28年9月15日～平成29年1月23日	1号(計画策定)に該当 1月23日開催の都市計画審議会において承認・答申、1月26日付けで北海道知事同意 条例改正は3月議会に上程予定	2月1日に決定告示(縦覧)、HPで公表、その後広報笑顔に掲載予定
5	安平町森林整備計画書(案)の変更について【農林課】	森林法の一部改正に基づき、平成29年度から平成37年度までの森林整備計画の内容を変更するもの	安平町森林整備計画実行管理推進チーム会議 平成29年2月9日	1号(計画策定)に該当 安平町森林整備計画実行管理推進チーム会議において、ソーニングの見直しや鳥獣害防止森林区域の設定など、計6項目の変更について審議され、答申が行われた。	HP、窓口縦覧、告示(今後、広報笑顔に掲載予定)

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当、判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1	千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画の変更【企画財政課】	新千歳空港に近接する市町で構成される「地方拠点都市地域」が平成6年度に策定した「千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画」について、平成16年度の計画期間の延長と同様、平成28年度から10年間の計画期間の延長等を行ったもの。	1号該当(計画変更) 平成28年4月22日 *代表市である千歳市がバプロメを行わないと判断し北海道に対して見直し案を提出した日	2号該当(軽易なもの) 計画期間の延長を趣旨とした変更であり、併せて変更した記述についても、あくまで町の合併等に伴う名称変更等軽微な記述修正であるため。
2	安平町公民館条例の一部改正【教育委員会】	新築後の遠浅公民館の通称を遠浅コミュニティセンターとし、整備後の部屋区分に応じた使用料を設定するもの。	3号該当(権利・義務) 判断日平成28年5月19日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。(今回の改正では、使用の許可要件に係る改正はなく、使用料のみを定めるもの。)なお、教育委員会及び公民館運営審議会には、通常の手続きとして意見を求めている。

3	安平町国民健康保険税条例の一部改正 (28.12月議会提案分) 【税務課】	医療費増高による税率見直しに伴う改正	3号該当(権利・義務)判断日平成28年11月22日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 なお、通常の手続として国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を受けている(平成28年10月21日)。
4	安平町税条例の一部改正 (28.12月議会提案分) 【税務課】	法人等の町民税の法人税割の特例措置に係る期間延長に伴う改正	3号該当(権利・義務)判断日平成28年11月25日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:平成29年1月1日(一部29.4.1、30.1.1)

\* 条例第6条第2項第3号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件

## これまでの経過

### 平成27年度 第1回会議 の要旨

#### ①第1回会議では、

目的：委員の役割を実感していただくこと

題材：「水道施設整備計画案のパブリックコメント実施」

方法：グループワーク

#### 【意見ゼロという結果について】

- ・生活インフラの整備は、生活になくてはならないものであり、整備内容の専門性も高く、町民には意見が出しようがない案件であること
- ・しかし、意見が0件であっても町民に意見がないわけではなく、やむを得ないという町民の気持ちを念頭に、町は事業を進めてもらいたい

#### 【もっと良い参画手法はないか】

- ・町に面と向かって書面を持って意見を申し出るのは敷居が高い
- ・録音式コールセンター方式であれば意見しやすいのでは
- ・広報等では、これまで以上に素人でも見てわかる工夫した発信が必要

### 平成27年度 第2回会議 の要旨

#### ②第2回会議では、

目的：委員の役割を実感していただくこと

題材：「公共交通」（「水道整備」よりも身近な事例として）

方法：グループワーク

#### 【主な意見】

- ・行政が公開する情報はもっと受取側にわかりやすいものであるべき
- ・事業の内容が煮詰まっていない時期には聞いては欲しくないが、アイデアが反映可能な時期に町民に聞いて欲しい
- ・意見交換会や戸別訪問など、生の声を聞く機会は大切
- ・ただ、何でもかんでも参画機会を持たれても町民は対応できない
- ・最終的には「町民の納得性」ができるだけ高い状況をつくれる手続をとれているかが大切

### 平成27年度 第3回会議 の要旨

#### ③第3回会議では、

目的：27年度の振り返り

題材：町民参画の年間状況、委員からの感想・意見

方法：一般会議形式

#### 【主な意見】

- ・町の仕事の情報をもっと入手できる環境をつくるべき。まだまだ町民の目には触れていない。
- ・町民意見がどこに行って、どんな理由で取捨選択され、どう反映されたのかを見せるべき。
- ・町民の自治意識の盛り上がりがまだない。この条例で自治が盛り上がる契機になるのかが疑問。
- ・委員の役割が当初の説明と違ってきていないか(当初はチェック中心だと)。

【前回会議における委員からのご意見等】	【意見に対する対応等】
<p>①これまでの町民参画実績を振り返っての改善意見</p> <p>町民に自治に対する盛り上がりが見えない。(この条例で自治が盛り上がる契機になるのか。)</p>	<p>今後実施</p> <p>先進地であるニセコの事例からも、町民と町の情報共有を進め、コミュニケーションが今以上に深まれば、町民自治や協働のまちづくりに関心を持つ町民が増えるものと考えられています。なお、条例ができてきたばかりのうちに浸透はしないため、この条例が実効性を備えていき続けるよう、今後とも自治推進委員の皆さんとともに条例の研究改善に取り組んでいきたいと考えています。その成果として、このたびの経過やご意見を踏まえ、町に対する「提言書」としてまとめたいと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政は本来に町民の意見を求めているのかが伝わっていない。</li> <li>・「意見はこんなものがありました」で終わっていないか。意見を反映させる形だけでない仕組みをつくるべき。</li> </ul>	<p>今後実施</p> <p>意見を言っても変わらないと感じてしまう要因は、町民と町のコミュニケーション(考案のキヤッチボール)が不十分であるからだと考えられます。そのため、本票のように、いただいた意見に対して検討した結果等をお示しすること、検討の経過を町民にお知らせするとともに、このコミュニケーションが円滑かつ効果的に行われるよう、今後、条例改正や職員マニュアルの改正を検討し、対策を講じていきます。</p> <p>なお、町民参画推進条例第8条では、町民参画により意見があったときは、3か月以内に検討の結果を公表するよう定められており、広報紙で結果の概要を公表し、町のホームページや担当課での閲覧等で結果の全部を公表していきます。</p>
<p>情報が入手できる環境をつくる(まだまだ町民の目には触れていない。町民参画という仕組みが知られていない。)</p>	<p>今後実施</p> <p>町の情報媒体の基幹である、広報紙での積極的発信と町ホームページの「お知らせ欄」及び「町民参画」のページでの発信に加え、あびらチャンネルの活用により、引き続き情報をお届けしていく考えです。広報紙等はイラスト等を用いながらわかりやすい情報提供に努め、記事の基本レイアウトや掲載ページを固定し、いつもここに掲載されているという認識を広めるなど、引き続き方法を検討していきます。また、説明会やワークショップ等の直接対話による方法も複数組み合わせ、町民が情報入手しやすい環境をつくり、事務事業によって手続にばらつきが生じないように、町民参画手続の標準化を一層進めます。</p>
<p>行政は決まる前に情報を出して欲しい。</p>	<p>今後実施</p> <p>町民参画は、町民と町との情報共有が基本であり、事務事業が進行していく段階毎に情報をお伝えし、丁寧でわかりやすい情報提供が図られるよう、一連の標準スケジュールを例示するなど、事務事業に携わる者が抛り所にできる町民参画手続の標準化(条例改正やマニュアル充実等)を一層進めます。</p>

町職員はもつと現場に来て、知ってほしい。(地域との接触がな い)	継続	さらなる自治意識の高揚及び協働のまちづくりの推進のためには、行政が持つ情報を町民と共有しようとしていくように、町民が持つ地域の情報はまちづくりの共有すべきいきまです。町から町民への一方通行の情報では自治会・町内会の活動でお困りのことがあれば、自治会長等会議や地域サポート制度の活用検討をいただくとともに、具体的な事業毎に都度ご相談ください。(別添「安平町地域サポート制度実施要綱」を参照ください)
役場は、実施前のことだけでなく、目に見える成果も求めて欲しい。	継続	安平町まち・ひと・しごと総合戦略、そして現在策定中の第2次安平町総合計画では、その事業を行うことでどれだけの成果を挙げようとしているのか、事前に目標指標を設けた上で事後評価する仕組みを設けており、目に見えやすい形で成果をお示しできるように進めていき、町民の皆さんが成果を実感できるように今後も努めていきます。
ホームページを見ろと言われても、見られない家庭もあることも留意して欲しい。	参考	町でも同様に認識しています。広報紙面と安平町ホームページを基本に、あびりチャネル等も活用しながら、何らかの方法で情報がお手元に届くよう多重的な情報発信に努めます。
<b>②次年度会議の持ち方のアイディア</b>		
委員会の位置づけが明確になっていない気がするので改善を。 (最初は町民参画の仕組みがうまく運用されているかのチェック機能だけのような説明だったが、今はまちづくりに対する意見を する会議になっている。)	今後実施	町民自治推進委員会の主な所掌事項は、「まちづくり基本条例の運用状況及び見直し」「町民参画の実施状況及び研究改善」の2つであり、これまでの委員会議では、後者を議題の中心とし、ワークショップなどを行ってきましました。その成果をこのたび提言書としてまとめ、町へ提出したいと考えております。説明が悪く、わかりにくい会議になってしまっている部分は改善に努めてまいります。
委員の意見についても、どのように取捨選択され反映されたのか を見せて欲しい。	今後実施	自治推進委員からいただいた意見については、会議記録をお配りしたり、本票のようにリスト化したたりしながら、検討の経過が見えるようにしていきます。また、各種審議会等の会議録を町のホームページで容易に閲覧できるように調整を進めていきます。
会議が堅苦しい。堅苦しいのは苦手。	今後実施	ワークショップを織り交ぜながら参加しやすい会議運営を心がけているつもりでしたが、改めて会議運営を見直し、堅苦しく発言しにくくならないよう努めます。



③感想、その他

・勉強になるなど参加しているが、理解は難しい。  
 ・委員が必要か。役に立っているか不安。  
 ・委員として参加し、町がどんな方向で何をしようとしているか知る機会になっており貴重。

町担当者も自治推進委員の皆さんと同様に悩み学びながら進めている状況です。不安に思わす委員活動に当たっていただければ幸いです。もしもご自宅にインターネット環境がありましたら、他自治体の様子もご覧いただけます。当町における運用の改善のヒントが得られるものと思います。

—

税金の使い道を町民が考える時代に。例えば、税金ではなく寄付金だが、ふるさと納税の使い方を知らせるなど。

ふるさと納税については、多くのご寄附をいただいている状況です。委員からご意見をいただいた以外にも同様の意見が町に寄せられ、その寄付金の用途について平成28年9月の広報紙でお知らせいたしました。(別添広報あびら9月号抜粋参照)

—

近所の方が転出していくのを目の当たりにして寂しい気持ち。そう思った町民の気持ちも反映されるような町民参画、行政であって欲しい。

こうした町民の方々の思いを町政に反映できるよう、この町民参画の仕組みがつくられたことから、自治推進委員の皆さんのご協力をいただきながら、まちづくり基本条例や町民参画推進条例の運用の改善を図るとともに、総合計画や総合戦略に基づく人口減少対策を講じていきます。

—

まちづくり町民アンケートの結果を見ると、商業の満足度が低い結果にある。前回までの会議で行ったワークショップなどで、商業について一般の町民に考えてもらったり、意見をもらった。そのものもいろいろかと思ふことができた。

ワークショップは、多様な立場の方々からの意見をお聞きすることが可能で、多角的な見方や考え方を把握できます。町においても、まちづくり基本条例施行以降、積極的にワークショップを活用しているところでもあります。(例：安平町総合計画の策定作業では、月1回のペースでワークショップを開催)ワークショップの運営方法を学びたいというご希望がありましたら、講師等をご紹介します。

—

安平町地域サポート制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安平町まちづくり基本条例（平成25年安平町条例第32号。以下「条例」という。）第19条第3項の規定に基づき、町行政と地域をつなぎ町民と行政の協働のまちづくりを進めるために自主的に参加する安平町職員（以下「地域サポート職員」という。）の配置と役割に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域サポート職員の配置等)

第2条 地域サポート職員を希望する職員は、次の各号に掲げる自治会及び町内会並びに自治会及び町内会がない地域の農事組合（以下「自治会等」という。）の地域の中から担当地域を選択し、地域サポート職員申請書（様式第1号）を提出する。

- (1) 地域サポート職員の居住する自治会等の地域
- (2) 地域サポート職員が居住経験のある自治会等の地域
- (3) 地域サポート職員を要望する自治会等の地域
- (4) 前3号以外の自治会等の地域

2 町長は、前項の申請により選択された担当地域の自治会等と協議の上、地域サポート職員の配置を決定し、当該職員に地域サポート職員任命書（様式第2号）を交付する。地域サポート職員を任命したときは、当該担当地域の自治会等に通知するものとする。

3 町長は、同一の自治会等に複数の地域サポート職員を配置する場合は、配置する地域サポート職員の意見を聞きリーダーとサブリーダーを決定し、配置する。

4 前項のリーダーは、担当地域のサポート活動を総理する。サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが欠けたときはその役割を代理する。

5 地域サポート職員を辞する場合は、地域サポート職員辞任届（様式第3号）に理由を記載し提出する。

6 町長は、前項の地域サポート職員辞任届により辞任が決定した場合は、当該自治会等に理由を説明し、辞任を通知するものとする。

(地域サポート職員の任期)

第3条 地域サポート職員の任期は2年間とする。ただし、町長が特に認めた場合は2年以内とする。

(地域サポート職員の役割)

第4条 地域サポート職員は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

(1) 自治会等と行政の連絡調整

ア 自治会等の相談、問合せ事項の連絡調整を行い、当該案件の詳細を担当部署に伝達し、案件の対応検討等を引き継ぐものとする。

イ 地域の総会等にあわせ定期的に支援要望内容を把握し、町長、副町長、所管部署に報告するものとする。

(2) 地域の課題解決のサポート

ア 定期的に地域課題を把握し、町長、副町長、所管部署に報告するとともに、課題解決のための対応検討をサポートする。

イ 行事運営、会議運営などの地域づくり活動に対する運営マニュアル作成等のサポートを行うものとする。

(3) 地域の協働活動のサポート

地域における協働活動の状況把握を行い、関連部署との事業調整等のサポート業務を行う。

(報告と記録)

第5条 地域サポート職員は、担当地域からの相談・要望等があったときは担当課等へ地域サポート職員相談案件等報告書（様式第4号）により報告するとともに、その報告書の写しに担当課等への引継経過等を付記し、地域サポート制度の庶務を担当する課に提出するものとする。

(庶務)

第6条 地域サポート制度の庶務に関する事務は、まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

# 全国から多くの『ふるさと納税』をいただきました

## 平成 27 年度 総額 2 億 8,958 万 2 千円

## 24,854 件

平成 20 年度から始まったふるさと納税（寄付金控除）制度。

安平町では平成 26 年 10 月からこの制度を本格的に活用し、7,000 件以上の寄付をいただいた町外居住の皆さまに、感謝の気持ちをこめて町の特産品をお礼品としてお届けしています。

平成 27 年度には安平町へのふるさと納税が急増し、1 年間で総額 2 億 8,958 万 2,000 円の応援をいただきました。

### 安平町のふるさと納税の使い道

町民の町民による町民のための応援資金

安平町まちづくりファンド

役場による町民のための事業資金

まちづくり事業  
産業づくり事業  
ひとづくり事業  
町長おまかせ事業

町では、次の使い道をお示しし、寄付される方は、これらを選んで安平町に寄付をします。いただいたご寄付については、総額からお礼品やシステム運用等の手数料を差し引いた額が活用事業に充てられ、その年度に活用しなかった場合には、翌年度以降の事業に充てるための基金として積み立てています。

右表の項目に分け、行政サービス・公共事業に活用

まちづくり事業 (まちづくり基金)	自然環境の保全、快適な生活環境の整備、地域社会福祉の充実など暮らしやすいまちづくりの推進に活用
産業づくり事業 (産業づくり基金)	農林業の振興、活力ある地域産業の育成に活用
ひとづくり事業 (ひとづくり基金)	文化・スポーツの振興や地域の個性を発揮できる輝く人材づくり事業に活用
町長おまかせ事業	上記のほか、寄付を受けた年度に実施される施策に活用

【平成 27 年度の項目ごとの寄付金額と活用事業】 寄付金額 2 億 8,958 万 2 千円 / 24,854 件

項目・寄付金額・寄付件数	主な事業
<b>町民の町民による町民のための応援資金</b> 安平町まちづくりファンド 寄付金額 22,125 千円 件数 1,827 件	・町内の各種団体が自主的に行った次のソフト及びハードに関する事業 【まちづくり事業支援交付金】 牧場めぐりサイクリング大会、弦楽器（ヴァイオリンとチェロ）とコーラスの演奏会、団体記念誌の作成、ハロウィンナイト、ロビーコンサート、自治会防災備品整備、会館の改修・備品整備
<b>役場による町民のための事業資金</b> まちづくり事業 寄付金額 43,774 千円 件数 3,709 件	ぬくもりセンター改修事業、遠浅コミュニティセンター整備事業、防災情報告知ネットワーク構築事業、専門医確保助成、地域医療連携支援事業、新規看護師雇用助成事業、住宅リフォーム助成事業
産業づくり事業 寄付金額 34,133 千円 件数 2,857 件	緑肥導入促進事業、地域農業支援システム整備推進事業、土壌分析推進事業、耕畜連携支援事業、酪農・畜産特別対策事業、小型ヒロプラズマ病対策事業、造林推進事業、町有林造林事業
ひとづくり事業 寄付金額 21,923 千円 件数 1,861 件	新規就農対策事業、トップアスリート支援事業
町長おまかせ事業 寄付金額 167,657 千円 件数 14,600 件	・平成 27 年度は全額を上記の「町民の町民による町民のための応援資金」として安平町まちづくりファンドに充てました。
寄付金に対するお礼品として 人気が高かったもの	ハム・ソーセージの詰め合わせ、カマンベールチーズ、メロン

# (案)

平成 29 年 2 月 日

安平町長 瀧 孝 様

安平町町民自治推進委員会  
委員長 竹内 亨

## 提 言 書

安平町町民自治推進委員会では、まちづくり基本条例及び町民参画推進条例が着実に運用され、多様な主体の協働によるまちづくりや町政運営への参画をはじめとした「町民自らが考え行動する町民自治の実現」が図られるよう、委員によるワークショップ等を通じて研究協議を行ってきました。

ついては、これまでの2年間の研究協議の成果として、提言書を取りまとめましたので、今後のまちづくり基本条例及び町民参画推進条例の見直し等にあたって、これら提言書の内容が十分反映されますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 町民参画手続のさらなる標準化について

まちづくり基本条例及び町民参画推進条例が施行されて以降、町の様々な事務事業にける町民参画手続の実施状況が委員会において報告されています。しかしながら、委員の中でもこれら実績を見て初めて町民参画手続が行われていたことを知るものも少なくなく、町民自治の実現に向けて最も基本となる「情報共有」という点で、いまひとつ町民の目に触れていない状況や町民の関心を惹く工夫が足りていない状況があるのではないかと感じているところです。また、意見に対する結果の通知に関しても、個別対応をするものとしなないものがあるなど、意見募集要領に差異が見受けられます。

これらのことから、安定的で実効性の高い町民参画手続が行われるために、町民と町との情報共有の方法、頻度やタイミングなどを含め、手続が計画的かつ、効果的に行われるよう、町民参画手続の流れをさらに標準化させるべきと考えます。その一例として、条例改正や職員マニュアルの充実を行い、事務事業の企画立案から意見の反映、結果の公表といった始めから終わりまでの一連の標準スケジュールを例示するなど、事務事業に携わる町職員の抛り所になるものを充実することが必要であると考えます。そうしたことにより、町民自治の実現に向けて最も基本となる「情報共有」が一層図られるものと考えます。

## (案)

### 2. 審議経過の積極的な公開について

町民参画は、町民参画推進条例第1条に規定されているとおり、「町政運営への町民参画を促し、もって町民と町による協働のまちづくりを推進すること」が目的です。そうした町民参画を促すためには、町民と町の情報共有を進めることが最も基本であることは前述のとおりですが、効果的な町民参画手続により町民と町とが意見交換を重ねるとともに、町政運営に対する納得性も同時に確保していく必要があります、そうした意見のキャッチボールをすることで、まちづくりへの関心を高めることにつながるものと考えます。

改善すべき例を挙げると、審議会等により町民参画手続が行われているケースでは、審議された会議の記録が積極的な形で公開されていないものがあり、審議の中でどのような意見が出され、その意見がどのような理由で取捨選択され、どう反映されているのかという経過や結果がこれまでは十分に町民の目に触れていないものが散見されました。これでは審議に関わった町民の意見が一方通行で途切れてしまい、「町に意見を言っても無駄」というあきらめ感や無力感を抱かせてしまう可能性があるうえに、審議に関わらなかった大多数の町民も無関心なままに終わってしまうと考えます。

これらのことから、今後、平成28年度末に予定されている安平町ホームページのリニューアルなどを契機に、各種審議会等の会議録を公開するページを設け、審議の経過や結果を町民が容易に入手できる改善策を講じることで、まちづくりへの関心を高め、町政運営への町民参画を促すと同時に、町民の納得性の確保につながるものと考えます。

以上

## 北海道清水町の事例（標準スケジュールの例示）

町民参加を交えながら条例ができるまで  
 （例 清水町自転車等駐車場設置及び管理条例の制定について）

		審議会等 (使用料審議会)	意見提出制度 (使用料を除く部分について)	その他町民参加 (住民説明会)
4月	上旬			
	中旬			
	下旬			
5月	上旬			
	中旬			
	下旬			
6月	上旬		役場内部で検討、条例案作成、 文書係へ原議を提出	
	中旬		法規審査委員会 意見提出制度実施要領作成	
	下旬		20日までに意見提出制度を用いる旨広報 広聴係、情報統計係、企画グループへ原稿 提出	
7月	上旬		ホームページ、掲示板等による 周知	
	中旬		7月15日に広報配布、住民周 知	
	下旬		意見募集期間(原則として1月 以上、1月未満とせざるを得ない ときはその理由も公表)	20日までに住民説明会を開催する旨広報 広聴係、情報統計係、企画グループへ原稿 提出
8月	上旬			ホームページ、掲示板等による 周知
	中旬			8月15日に広報配布、住民周 知
	下旬		意見の検討、結果の公表(広 報、ホームページ、掲示板等)	周知期間(1月程度)
9月	上旬	審議会委員との日程調整		
	中旬			使用料に関する住民説明会の開 催
	下旬	20日までに審議会の開催日程等を広報広 聴係、情報統計係、企画グループへ原稿提 出		説明会で出された意見の検討、結果の公 表(広報、ホームページ、掲示板等)
10月	上旬	ホームページ、掲示板等による 周知		
	中旬	10月15日に広報配布、住民 周知		
	下旬	周知期間(1月程度)		
11月	上旬			
	中旬	使用料審議会開催(傍聴あり)		
	下旬	審議結果の公表(開催後1月以 内)		
12月	上旬	議会への提案		
	中旬			
	下旬			



【MEMO】



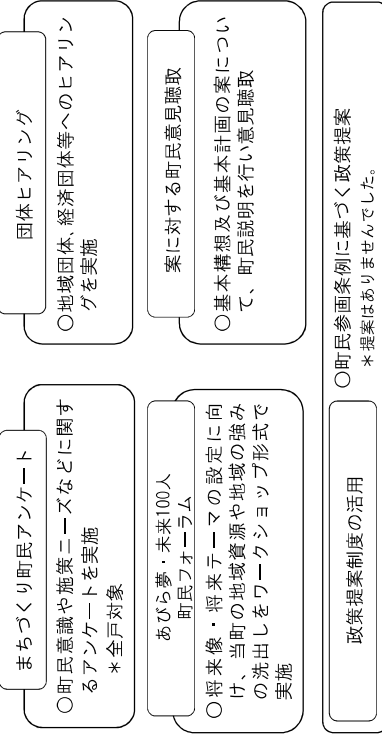
# 1 総合計画の特徴

## (1) 多くの町民の声を取り入れた計画づくり (町民自治推進委員会の意見を反映)

平成26 (2014) 年12月に施行した安平町まちづくり基本条例の第11条には「町民は、まちづくりに関する情報を知る権利、まちづくりに参画し意見を述べる権利を有し、自らが主役としての責任と役割を担い、積極的にまちづくりへ参画することに努める」ことが規定されています。

このため、第2次安平町総合計画の策定にあたっては、様々な町民参画の機会を設定し、多くの町民の声を取り入れながら計画づくりを行い、その過程を町のホームページや広報紙、あひらチャンネルなどで情報提供し、町民との共有を図りました。

### 第2次安平町総合計画の策定における町民参画手続き



### 町民まちづくり会議

一般町民・各種行政委員・未来創生委員会委員などの町民と行政(専門部会)で構成された継続ワークショップの実施 (将来像・具体的戦略の検討)

住民生活部会	環境・衛生・循環社会	経済産業部会	農業全般、商工、工業、企業、観光、雇用等
分野 人数	分野 人数	分野 人数	分野 人数
町民：6名 行政担当：2.3名	町民：6名 行政担当：2.3名	町民：6名 行政担当：2.3名	町民：6名 行政担当：2.3名
インフラ部会	道路整備、住宅、道路・河川、土地保全、通信等	健康福祉部会	福祉、保健・医療、保
分野 人数	分野 人数	分野 人数	分野 人数
町民：6名 行政担当：2.3名	町民：6名 行政担当：2.3名	町民：6名 行政担当：2.3名	町民：6名 行政担当：2.3名
子育て・教育部会	子育て支援、学校・社会教育、文化・スポーツ	行政運営部会	参画、協働、情報共有、地域間交流、行連、財政等
分野 人数	分野 人数	分野 人数	分野 人数
町民：6名 行政担当：2.3名	町民：6名 行政担当：2.3名	町民：6名 行政担当：2.3名	町民：6名 行政担当：2.3名

# 第2次安平町総合計画策定における実践

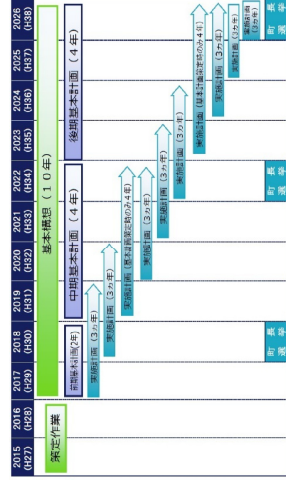
## 町民自治推進委員会意見を通じて実施した多様な町民参画

第2次安平町総合計画は、社会情勢の大きな変化や様々な地域課題への対応が求められる中、10年で当町が目指すべきまちづくりの方向性を「まちづくりの将来像」として定め、町民と行政が力を合わせ、これを表現していくための「まちの羅針盤」となるものです。

第2次安平町総合計画は、次の4つの視点で策定しています。

- 視点1 多くの町民参画による町民と行政の協働の計画づくり
- 視点2 既存ハードを活用したソフト重視の計画づくり
- 視点3 地域の強み・弱みの分析による、明確な将来像を設定した計画づくり
- 視点4 「選択と集中」「見直しと改善」を意識した実効性ある計画づくり

### 【総合計画の構成イメージ】



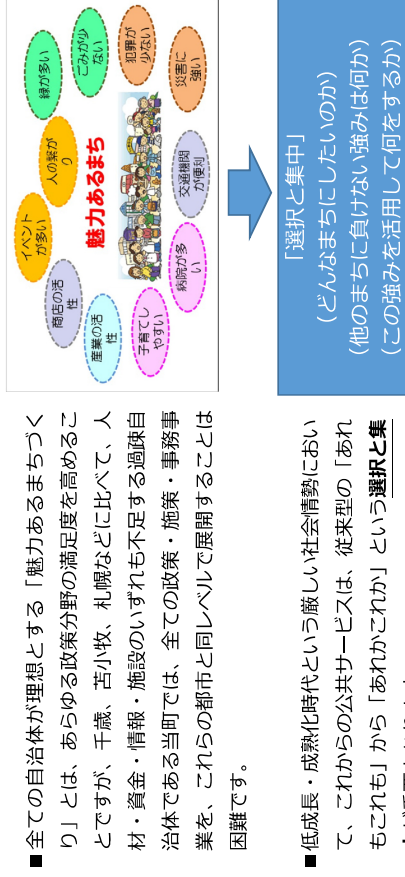
全体の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間

基本計画は、期間中の社会の変化や町長公約(マニフェスト)への対応を図るため、町長任期である4年を基本に、その都度見直しを図ります。

◆ 第2次安平町総合計画に係る策定経過（これだけ多くの直接対話型の町民参画は初めて）

期日	項目	内容
H28年 1月22日	第5回安平町未来創生委員会	第2次安平町総合計画基本構想・基本計画の策定に係る諮問
2月28日	あひら夢・未来100人町民フォーラム	(参加者) 55名 *報告書はホームページ掲載 講演(菅原策定アドバイザー) 「まちの強みを生かした未来の創造 ～第2次安平町総合計画づくりにあたって～」 ワークショップ ・第2次安平町総合計画の構造・体系 ・総合計画策定に必要なSWOT分析の考え方
4月8日	第6回安平町未来創生委員会	(団体数) 39団体 (参加者数: 58人) *報告書はホームページ掲載
5月10日～ 6月6日	第2次安平町総合計画の策定に伴う町内団体との意見交換会(団体ヒアリング)	・第2次安平町総合計画の構造・体系 ・10年後に目指したい安平町の姿をワークショップで意見抽出
5月25日	第7回安平町未来創生委員会	・安平町独自の強みをワークショップで意見抽出(強みを活かした将来像の方向性を確認)
6月8日	第1回町民まちづくり会議開催	・将来像の方向性を確認 ・具体的なまちづくり戦略の検討
6月28日	第2回町民まちづくり会議	・将来像の方向性を決定
7月26日	第3回町民まちづくり会議	・具体的なまちづくり戦略の検討
8月9日	第8回安平町未来創生委員会	・提案書作成に向けた最終協議
8月30日	第4回町民まちづくり会議	・まちづくり将来像(案)の選択
9月27日	第5回町民まちづくり会議	・提案書作成に向けた最終協議
H29年 1月12日	第9回安平町未来創生委員会	・まちづくり将来像の方向性を決定
2月1日	第10回安平町未来創生委員会	・第2次安平町総合計画基本構想及び基本計画(案)の協議
2月6日	安平町議会全員協議会	・第2次安平町総合計画基本構想及び基本計画(案)に関する説明
2月10日～ 16日	町民説明会	・町内4市街地で総合計画(案)と掲載する主要事業(案)に関する町民説明
2月23日	第11回安平町未来創生委員会(予定)	・第2次安平町総合計画基本構想及び基本計画(案)に係る委員会答申を予定
2月下旬	安平町議会全員協議会(予定)	・修正点について最終説明

2 第2次安平町総合計画の策定に係る基本的な考え方



■ 全ての自治体が理想とする「魅力あるまちづくり」とは、あらゆる政策分野の満足度を高めることですが、千歳、苫小牧、札幌などに比べて、人材・資金・情報・施設のいずれも不足する過疎自治体である当町では、全ての政策・施策・事務事業を、これらの都市と同レベルで展開することは困難です。

■ 低成長・成熟化時代という厳しい社会情勢において、これからの公共サービスは、従来型の「あれもこれも」から「あれかこれか」という**「選択と集中」**が重要となります。

■ 第2次安平町総合計画では、社会情勢と現状の分析とともに、過去10年の検証を行った上で、今後「**どのようなまちづくりを目指すべきか**」を定め、住民生活、雇用、商業、農業、福祉、子育て支援、教育など様々な分野ごとに、安平町に存在する地域資源の中から「**最も優れた安平町の強み**」を探し、目指すべきまちづくりの実現に向けて、**この強みを活用して何をすべきかを定める**ものです。

■ 第2次安平町総合計画の策定で重要となる「どのようなまちづくりを目指すのか」「他のまちに負けない強みは何か」「強みを活かして何をすべきか」の検討は、行政のみで行うのではなく、町民の皆様も当事者となって一緒に考えていただくことが重要であることから、安平町町民参画推進条例に規定する**様々な町民参画手法を用いて、多くの町民から直接意見を聞き、また、町民と役場職員による継続的なワークショップを行いながら、協議を行いました。**

### 3 町民意見の集約

計画の策定で町民参画として行った「まちづくり町民アンケート」や「あひら夢・未来100人町民フォーラム」、団体ヒアリング、「団体ヒアリング」、「町民まちづくり会議」を通じ、地域特性・地域資源に関して町民から様々な声を聞き、これらを「強み」と「弱み」に分け、次のとおり整理しました。

①⇒まちづくり町民アンケート ②⇒あひら夢・未来100人町民フォーラム ③⇒団体ヒアリング ④⇒町民まちづくり会議

#### ① 生活環境・生活基盤分野に対する町民の声

##### <良いところ>

- ① 高速道路のインターチェンジがあり、空港や都市にも近く、車があれば便利な場所です。
- ② 北海道らしい風景が広がり自然が豊かで健康的にのんびり過ごせます。
- ③ 地面が安く、気候も良く、大きな災害も少ないまちです。
- ④ 都会にこれほど近いのにエゾモモンガなど希少動物が身近に生息しています。
- ⑤ とさわ公園・鹿公園など身近な場所に遊びに行ける公園があります。

##### <改善が必要なおところ>

- ① 都市に近いのに、交通機関の便が悪く、地理的優位性が活かされていません。
- ② 早来や追分の市街地以外は情報通信網整備が遅れているので改善してほしいです。
- ③ 追分草草地区は高齢化が進んでいて、今後空き家が増えていくと思います。
- ④ 道路の雑草がひどく、町内施設も統一感がないので、景観はいいのに全体が寂れてみえます。

#### ② 経済・産業に対する町民の声

##### <良いところ>

- ① 大きな企業が立地し、周辺都市から多くの方が通勤しています。
- ② 農業が盛んで、アサヒメロンや和牛など生産者の技術も高いと思います。
- ③ 世界に誇る軽種馬産地であり、日本の競馬ファンに注目されています。

##### <改善が必要なおところ>

- ① 商店街に活気がなく、廃業する商店も多く、町内での買い物がとても不便です。
- ② 若者を増やすには雇用の確保が重要ですが、安平町には若者が希望する仕事が少ないと思います。
- ③ 基幹産業である農業を守る必要があり、新規就農者の獲得が必要だと思います。
- ④ 温泉や牧歌的な風景など地域の観光資源が活かされていらないと思います。
- ⑤ 町の知名度を高め、交流人口から移住定住人口へとつなげる政策展開を希望します。

#### ③ 健康・福祉分野に対する町民の声

##### <良いところ>

- ① 病院運営を直接行う自治体が多い中、安平町は医療、福祉、介護を民間法人が担っています。
- ② 高齢化率は高いけれど、元氣な高齢者による福祉ボランティア活動が盛んで、独自に高齢者の見守り・声かけが行われています。

##### <改善が必要なおところ>

- ① 総合病院が地域に無いため車で都市まで行きますが、将来運転できなくなったら本当に不安です。
- ② 高齢者は確実に増加するので、高齢者施設の充実を望みます。
- ③ ボランティアの担い手が不足していて、既に活動が限界にきています。
- ④ 時間に余裕がある元氣な高齢者がいるのに地域で活躍できる場がありません。

#### ④ 子育て・教育分野に対する町民の声

##### <良いところ>

- ① 地域に2つの公私連携幼児保連携認定こども園が整備され、子育て環境の充実に期待がもてます。
- ② コミュニティ・スクールや学社融合体制、幼児小中高の連携が確立しています。
- ③ 児童・生徒数が少ないのに文化、スポーツ活動で全国大会・全道大会で活躍する子どもが多いです。

##### <改善が必要なおところ>

- ① 20年、30年後を見据えて、子育て支援にしっかり取組み、人口減少に歯止めをかけるべきです。
- ② 子ども数の減少し、子ども会活動や少年団活動に支障が出てきています。
- ③ 雨の日や冬の期間に子どもが遊べる場所がありません。
- ④ 宅地や団地に公園はありますが、遊具が古いので子どもにとって魅力がありません。
- ⑤ 子ども数の減少しているからこそ、子育て支援サービスや教育を充実させるべきだと思います。

#### ⑤ 人・コミュニティ分野に対する町民の声

##### <良いところ>

- ① まちづくり基本条例が制定され、町民主体のまちづくりの基礎が構築されています。
- ② 価値観が多様化する現代社会においてコミュニティ活動が未だに機能しています。
- ③ 鉄道資料館のS1は保存状態が良く、まちづくりに活用できるとしています。

##### <改善が必要なおところ>

- ① 未だに早来と追分の地域間に“見えない壁”を感じます。
- ② 地域交流、地域イベントが少なく、まちに活気がありません。
- ③ 人口減少と少子高齢化により自治会・町内会等の存続が危ぶまれ、今後再編の議論が必要です。
- ④ 行政主導から町民主導のまちづくりへ転換していくべきです。
- ⑤ 地域のリーダー人材が不足していて、最近では活動に対する町民協力も少なくなってきています。

#### ⑥ 行財政運営分野に対する町民の声

##### <良いところ>

- ① 行政が身近で、住民意見を政策に反映させるスピードは都会よりも早いと感じます。

##### <改善が必要なおところ>

- ① 「施策のPR」が下手。良い制度を作っても町民への周知が少なく、理解されていません。
- ② 施策や事業の検証が必要です。無駄な公共事業や箱ものはやめるべきだと思います。
- ③ 国や北海道に頼らない行政を目指し、将来に向けて借金を減らすべきだと思います。
- ④ ちつと役員職員は地域の中に入って、町民活動に協力するべきだと思います。

## 目指すべきまちづくりの方向性と優先政策分野

### (1) 目指すべきまちづくりの方向性

当町を取り巻く社会情勢は厳しさを増し、安平町自身も多くの課題を抱える中、将来に向けてどのようなまちづくりを進めていくべきか、町民と町職員がワークショップ形式で行った町民まちづくり会議において「目指すべきまちづくりの方向性」を話し合いました。



あらゆる世代の町民が希望する究極の目標を「全ての世代が安平町に住んで良かったと思えるまち」とし、これを実現するには、まちづくりの原動力となる子ども・若者・子育て世代が将来にわたり住み続けている必要があることが確認されました。

### 【町民まちづくり会議で確認されたまちづくりの方向性】

【究極の目標】  
 ◇生きることを楽しめるまち  
 ◇ここに住んでよかったと思えるまち  
 ◇(安)心が(平)穏やかになるまち  
 ◇活気のあるまち  
 ◇居心地のよさを感じられるまち  
 ◇楽しいまち

【より具体的な目標】  
 ◇若者が住みやすいまち  
 ◇教育と子育てで選ばれるまち  
 ◇高齢者も楽しく活躍できるまち  
 ◇老後安心して生活できるまち  
 ◇暮らす人々が役割を感じられるまち  
 ◇助け合えるまち

・増えていく高齢者を地域全体で支えていくには、若い人の力が必要  
 ・「若い人たちがたくさんいるまち」「子どもたちがたくさんいて賑わうまち」を目指すべき  
 ・巣立つ子どもたちがまた帰ってくるまちが理想（人口減少に歯止めがかかる）  
 ・元気な高齢者が共働き世帯の子育て支援などを通じて地域で活躍する姿が理想

全ての世代が安平町に住んで良かったと思えるまちづくりを進めるためには、子ども・若者・子育て世代による賑わいが不可欠

### 究極の目標を実現するため

「将来にわたって子どもの声が地域に響き、若者・子育て世代で賑わうまち」を目指す

(目指すべきまちづくりの方向性)

将来にわたって子どもの声が地域に響き、若者・子育て世代で賑わうまち

### 「最も優れたまちの強み」を持ち、優先すべき政策分野

#### 子育て・教育分野

- ◎子ども会育成会活動や登下校時の見守りボランティアなど、地域で子どもを育てる意識の強さ
- ◎「子育てしやすい街ランキング(2015年)全道2位」◎待機児童ゼロ(2016年)
- ◎公私連携幼児保健型認定こども園の整備 ◎18歳までの子ども医療費の無料化を実現
- ◎少ない児童生徒数にありながら文化・スポーツ活動で全道・全国レベルの活躍が顕著
- ◎積極的な就業支援などで注目される誘致企業と追分高等学校による連携活動
- ◎認定こども園・小中学校へのコミュニティ・カールの設置 ◎幼児小中高の連携体制が確立

### 子育て・教育分野との運動によってその効果が顕著される政策分野

#### 移住・定住対策 回遊・交流促進

「子育て・教育のまち」のPRとともに、回遊・交流施策を通じて、安平町の知名度の向上とイメージアップを図り、最終的に移住・定住に結びつける

### 弱みを克服しながら強みを活かしていく政策分野

雇用・企業誘致対策 健康・福祉 生活インフラ整備 商業振興対策 農業振興対策

「弱み」の克服には、手法の改善と工夫が必要

育てたい 暮らしたい 帰りたい  
みんなで未来へ駆けつけるまち

- ◆町民自治推進委員会の委員意見を踏まえ、町民との対話を基本とした町民参画を実施
- ◆「大企業を誘致すべき」「住宅団地を増設すれば人は来る」「都会との交通機関を充実させれば人口は増える」⇒アンケートの意見
- ◆町民との直接議論を重ねた結果から導き出された安平町の10年の方向性
- ◆町民の納得性を得られる結果になったと自負

＜今後に向けた検討＞

- ◆参加者は納得。しかし参加していない方は？ (いかに参加者を増やすか)
- ◆直接対話の町民参画は膨大な作業量と時間が必要 (もによって線引きが必要)
- ◆意見に対する当事者意識の醸成が必要 (町民参画から町民協働へ)